

様式第2号（第9条関係）

会議録

会議の名称	ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会 令和4年度第1回会議		
開催日時	令和4年10月6日（木） 開会時刻 午後1時30分 閉会時刻 午後3時00分		
開催場所	ふじみ野市役所附属棟2階E201会議室		
出席した者の氏名	役職名	役職名	役職名 氏名
	会長	澁谷 弘次	説明員 小林 孝司
	副会長	秋山 誠	説明員 日比 光子
	委員	市來 久美子	事務局 蓮見 裕
	委員	丸山 昇	事務局 三澤 俊行
	委員	中村 弘毅	事務局 丹澤 文子
	委員	清水 泰輔	事務局 星野 愛花
	説明員	薄葉 昇平	
	説明員	三澤 俊行	
会議の議題	諮問第1号 ふじみ野市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）について 諮問第2号 ふじみ野市情報公開条例の一部改正（案）について その他議案 ふじみ野市議会の個人情報の保護に関する条例（案）について		
会議の公開又は非公開の別	公開		
会議の非公開の理由	-		
傍聴人の数	0人		
発言の内容	別紙のとおり		
会議資料	別添のとおり		
事務局	総務部 契約・法務課		
議事の確定	確定年月日	令和4年10月21日	
	記名押印	役職名 会長 澁谷 弘次 ㊟	

別紙

発言の要旨

発言者	発言の要旨
事務局	<p>(開会の挨拶)</p> <p>(諮問事項の読み上げ)</p>
澁谷会長	<p>諮問第1号について審議する。</p>
担当課 (契約・法務課)	<p>(諮問第1号の説明)</p> <p>資料に基づき説明</p> <p>(質疑)</p> <p>質問及び回答</p>
丸山委員	<p>比較・検討表3番目の要配慮個人情報について、改正法において、要配慮個人情報が規定され、これらの情報の取得時の本人同意等の特則が規律されたということで、現段階で埼玉県内または全国だとどのくらい規定する予定か。</p>
担当課	<p>全国の状況についての調査状況は手元に資料はないが、埼玉の状況だと、鴻巣市が照会をかけた時点において県内の63の自治体がすべて条例要配慮個人情報については規定を行わないという回答になっている。先ほど条文を読み上げた法定のもののみを要配慮個人情報として扱うという流れで今後やっていく予定。</p>
丸山委員	<p>本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別の問題については、そういった情報は収集していないとか使われてないということでやらないという判断でよろしいか。</p>
担当課	<p>先ほど具体例で申し上げたところで、生活保護受給</p>

	<p>に関する情報があるが、当然市として持っている情報である。LGBTに関する情報もパートナーシップ宣言を申請された方については把握しているところではあると思うので、保有していないということではなく、要配慮個人情報に設定することに強い意義があると捉えられていないというのが現状だと思う。</p>
丸山委員	<p>なぜここは規定されなかったのかをよく考えておいてもらえればと思う。よろしくお願いします。</p>
秋山委員	<p>別表第7条関係と書いてあるが、5条の間違いではないか。</p>
担当課	<p>御指摘のとおり、最終的に2条削ったので修正ミスになる。第5条関係と訂正させていただきます。</p> <p>(質疑終了・担当課退席)</p>
澁谷会長	<p>最初に、答申に当たり承認の可否について意見をいただきたい。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
澁谷会長	<p>異議なしということで、諮問第1号については、承認することに異議はないか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
澁谷会長	<p>「異議なし」と認め、諮問第1号については承認することに決定する。</p>
澁谷会長	<p>次に、答申書の作成に当たり、答申書に添える意見があったらいただきたい。</p>
委員一同	<p>(意見なし)</p>
澁谷会長	<p>諮問第2号について審議する。</p>

担当課（契約・法務課）	（諮問第2号の説明） 資料に基づき説明
澁谷会長	（質疑） 質問及び回答
丸山委員	第9条 公文書の存否に関する情報を拒否することができるというのは素晴らしいと思うが、県全体と全国的に行われるものか。どこの市町も入っているのか。
担当課	概ね入っている。
澁谷会長	第8条の公文書を公開することのできる、公益上特に必要があると認める理由はどういうことを想定しているか。
担当課	具体例が思い当たらないところである。今までも市として直面はしていないところであるが、法に合わせて規定している。
澁谷会長	条例なので、想定しているものがないと、条例で規定する意味が問われてしまうと思う。具体的な想定があるだろうとみている方も多と思う。
担当課	検討させていただく。 （質疑終了・担当課退席）
澁谷会長	次に、答申に当たり承認の可否について意見をいただきたい。
丸山委員	承認する。
澁谷会長	承認するという意見があったが、諮問第2号については、承認することに異議はないか。
委員一同	（異議なし）

澁谷会長	<p>「異議なし」と認め、諮問第2号については承認することに決定する。</p> <p>続いて、答申書の作成に当たり、答申書に添える意見があったらいただきたい。</p>
丸山委員	<p>質問されたら、このように答えるという回答をしっかりと想定しておいてもらいたい。弁護士の委員さんはそういった事案をたくさん扱っていると思うので、御指導をいただいたらどうか。ふじみ野市の体制強化に是非お願いしたい。</p>
澁谷会長	<p>ただいまの丸山委員から質問を想定して準備しておいてほしいという意見があったが、意見として添えるということによろしいか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
澁谷会長	<p>事務局には内容を整理していただくということによろしくお願いしたい。</p> <p>「異議なし」と認め、諮問第2号については承認することに決定する。</p>
澁谷会長	<p>その他の議案については、報告という形で説明を受けたいと思う。それに対する意見等があったら申し上げるということによろしいか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
担当課 (議会事務局)	<p>(その他議案の説明)</p> <p>資料に基づき説明</p>
澁谷会長	<p>(質疑)</p> <p>質問及び回答</p>
澁谷会長 担当課	<p>条例は、県内でも県外でも同様の扱いをする状況か。</p> <p>現行条例もそうであるが、どの自治体も個人情報の保護に関する条例は制定しているが、市の条例に実</p>

	<p>施機関として入っていたものなので、今回他の市町村も同じように条例だけは制定する流れになっている。</p> <p>(質疑終了・担当課退席)</p>
澁谷会長	<p>答申内容及び会議録については、会長に一任いただき市長に答申させていただきたいが、よろしいか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
澁谷会長	<p>そのように進めさせていただく。 以上で、第1回ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会する。 (閉会)</p>